

富岡町妊産婦にやさしい遠方出産支援事業

富岡町では、遠方の分娩取扱施設で妊産婦健康診査の受診や出産をする必要がある妊婦、産後ケアを利用する必要がある産婦に対し、移動にかかる交通費および宿泊費等を助成します。

●助成対象者

【妊 婦】 住所地(里帰りの場合は、里帰り先)から**最も近い**分娩取扱施設または周産期母子医療センターまでおおむね60分以上(概ね 30km以上の距離)の移動を要する方

【同行者】 妊婦1人につき1人(分娩時の宿泊費のみ)

●助成内容

【妊産婦健診および出産時にかかる交通費】

当該妊婦の住所地から**最も近い**分娩取扱施設または周産期母子医療センターまでの移動(自家用車やその他交通機関)に要した交通費(往復分)の実費分を助成。

※自家用車の場合、距離(往復分)×37 円を助成

※妊婦健診における助成は 14 回を上限とする



【宿泊費】

当該妊婦が出産までの間、住所地から**最も近い**分娩取扱施設の近隣の宿泊施設での宿泊に要した費用 ※1泊あたり 11,800 円を上限額として最大14泊分の宿泊費を助成

【産後ケア利用】

- ・ 食事代 1食につき 500 円を上限として助成する。
- ・ 交通費 当該母子の住所地から**最も近い**産後ケア実施施設までの移動に要した交通費(往復分)の実費額、訪問型ケア利用時の出張費(産後ケア実施機関から母子の住所地まで片道 20kmを超過する際に発生した交通費)を助成。7 回を上限とする。

●申請方法

妊婦にやさしい遠方出産支援事業助成申請書(様式第1号、様式第1号別紙)に

該当する以下の必要書類を添付し申請ください。

申請期限は助成対象の最終受診日・最終利用日から 1 年に達するまで。

- ① タクシー利用の場合、タクシーの利用日及び利用料金が確認できる領収書等
- ② 宿泊の場合、宿泊施設名、宿泊者、宿泊日、宿泊日数及び宿泊費が確認できる領収書等
- ③ 里帰りしている場合、里帰り先の居住地の住所を示す公的な書類
- ④ 産後ケアを利用した場合、利用日、利用した産後ケア事業実施施設、食事代(食事代の自己負担が発生した場合のみ)が確認できる書類等
- ⑤ 訪問型ケアを利用し出張費の自己負担が発生した場合は、出張費が確認できる領収書等
- ⑥ 妊娠健康診査受診票や医師の診断書、診療情報提供等の医学的な理由等を判断できる書類
- ⑦ 出産日及び分娩した施設が確認できる書類(母子健康手帳等)